

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>1 of 21</b>

## 1.0 方針要綱

Kaiser Foundation Health Plans (KFHP) と Kaiser Foundation Hospitals (KFH) は、社会的弱者が医療ケアを気軽に利用できるプログラムの提供に取り組んでいます。この取り組みでは、保険未加入であるか十分な保険に加入していない低所得の患者（要件を満たしている場合）を対象に、医療サービスに対する支払い能力が障壁となって救急治療や医療上必要な治療を受けることができない場合、医療費の資金援助などを行います。

## 2.0 目的

同方針は、救急治療や医療上必要な治療を受ける際に医療資金援助（Medical Financial Assistance, MFA）プログラムを通して資金援助を受ける資格要件を説明しています。資格要件は、米国内国歳入法第 501 条 (r) 項、および各対象サービス、アクセスの方法、プログラム利用資格基準、MFA の医療資金援助の仕組み、援助される資金の算出基準、医療費未払いとなった際に許容される措置について記している関連法に順守しています。

## 3.0 適用範囲

**3.1** 同方針は以下の機関やその系列団体の雇用者に適用されるものとします（総称して「KFHP/H」という）：

**3.1.1** Kaiser Foundation Health Plan, Inc.

**3.1.2** Kaiser Foundation Hospitals ; また

**3.1.3** KFHP/H 系列団体。

**3.2** この方針は、Kaiser Permanente Regions の課題項目にある添付書類 1 ～ 8 に記載されている Kaiser Foundation Hospitals および病院関連の診療所に適用されます。

## 4.0 定義

付録 B – 用語集を参照してください。

## 5.0 規定

KFHP/H は、年齢、障害、性別、人種、宗教、出入国状況、性的指向、国籍、健康保険の有無にかかわらず、対象となる患者が緊急かつ医学的に必要な治療を受ける際の経済的障壁を軽減するために、家計調査に基づく MFA プログラムを維持しています。

**5.1 MFA の方針に基づいて受けられるサービスと受けられないサービス。**

**5.1.1 受けられるサービス。** MFA は、以下に示すように、Kaiser Permanente (KP) の施設（病院、病院付属の診療所、メディカルセンター、メディカルオフィスビルなど）、KFHP/H 外来薬局、または KP 契約業者で提供される特定の (1) 緊急および医療上必要なヘルスケアサービス、(2) 薬局サービスおよび製品、(3) 医療用品に適用される場合があります。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>2 of 21</b>

- 5.1.1.1 医療上必要なサービス。** 病状の予防、評価、診断、または治療のために必要であり、患者または医療提供者の便宜を図るためではない、KP 契約業者が注文または提供するケア、治療、またはサービス。
- 5.1.1.2 処方薬や医薬品。** KFHP/H 外来薬局で提示され、KP 契約業者、KP 以外の救急部契約業者、KP 以外の緊急医療契約業者、KP 契約業者、医学博士（DMD）、歯学博士（DDS）が書いた処方箋。
- 5.1.1.2.1 ジェネリック医薬品。** 可能であれば、後発医薬品の使用が推奨されます。
- 5.1.1.2.2 ブランド薬。** KP 契約業者によって処方されたブランド名の医薬品は、以下のいずれかの場合に対象となります。
- 5.1.1.2.2.1** 処方箋に「処方通りに調剤のこと（Dispense as Written, DAW）」と記載されている場合、または
- 5.1.1.2.2.2** ジェネリック医薬品がない場合。
- 5.1.1.2.3 市販薬または医薬品。** これらの製品は、以下の場合に対象となります。
- 5.1.1.2.3.1** KP 契約業者が処方箋または注文書を作成したもの。
- 5.1.1.2.3.2** KP 外来薬局で調剤されたもの。
- 5.1.1.2.3.3** KP 薬局で定期的に販売されているもの。
- 5.1.1.2.4 Medicare の受給者。** Medicare 受給者を対象とする、医薬品に関する免除を記した Medicare のパート D で定められた処方薬。
- 5.1.1.2.5 歯科治療** 歯科診療の治療のために DMD または DDS によって処方された医療上必要な外来患者用医薬品。
- 5.1.1.3 長期使用が可能な医療機器（Durable Medical Equipment, DME）。** DME ガイドラインに従って KP の契約業者が発注し、医療上必要な基準を満たしている患者を対象に KFHP/H が提供した機器。KP 施設より通常販売されているものに限定されます。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティーの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>3 of 21</b>

**5.1.1.4 健康教育クラス。** 患者ケアプランの一環として、KPの契約業者によって推奨され、KPによって計画および提供される利用可能なクラスに関連する料金。

**5.1.1.5 例外として受けることができるサービス。** 例外となる特定の状況では、MFAは以下に適用されます。(1) KP以外の施設で提供される高度看護、中間ケア、および介護サービス (2) KPの契約業者が処方または注文し、以下に示す契約業者/ベンダーが供給する DME。例外の適用を受けるには、患者が以下の第 5.6.2 条に記述された高い医療費基準の要件を満たす必要があります。

**5.1.1.5.1 高度看護サービス、中間ケア、介護サービス。** 入院患者が円滑に退院できるよう、KPの契約請負機関によって患者に提供される、処方に基いた医療ニーズ。

**5.1.1.5.2 長期使用が可能な医療機器 (DME)。** DME ガイドラインに従って KP の契約業者が発注し、KFHP/H の DME 部門を通じて契約請負業者が提供した DME。

**5.1.2 受けることができないサービス。** MFA は以下の内容には適用されない可能性があります。

**5.1.2.1 KP の契約業者によって定められた救急あるいは医療上必要とみなされないサービス。** 以下は、緊急ではない、または医療上必要でないサービスの例示列举リストです。

**5.1.2.1.1** 美容整形手術またはサービス（主に患者の外見を改善することを目的とした皮膚科治療を含む）。

**5.1.2.1.2** 不妊治療およびその関連治療（診断を含む）。

**5.1.2.1.3** 医療消耗品。

**5.1.2.1.4** 鍼治療、カイロプラクティック治療、マッサージ治療を含む代替医療。

**5.1.2.1.5** 性機能障害の治療のための注射または器具。

**5.1.2.1.6** 代理出産サービス。

**5.1.2.1.7** 第三者賠償責任、個人保険補償、または労災補償の問題に関連するサービス。

**5.1.2.1.8 非 KP 医療保険を持つ患者へのサービス。** 突発または緊急ではないサービスと、患者の非 KP 医療保険が適用され KP ではない契約業者や薬局といった特定のネットワークを使う必要がある外来薬局医薬品。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>4 of 21</b>

**5.1.2.2 処方薬や医薬品。** 緊急または医療上必要とみなされない処方箋および消耗品には、以下のようなものがあります：

**5.1.2.2.1** 薬学治療学委員会で承認されていない医薬品。

**5.1.2.2.2** KP の契約業者によって処方または注文されていない市販の医薬品および消耗品。

**5.1.2.2.3** KP 薬局で通常販売されておらず、特別に注文する必要がある市販の医薬品および消耗品。

**5.1.2.2.4** 第三者賠償責任、個人保険補償、または労災補償の問題に関連する処方箋。

**5.1.2.2.5** 特に除外された医薬品（例：不妊治療、美容、性機能障害）。

**5.1.2.3 低所得者助成金（Low Income Subsidy, LIS）プログラムの資格を有する、または加入していて、Medicare パート D に加入している患者対象の処方薬。** Medicare & Medicaid サービスセンター（CMS）のガイドラインに従って、LIS プログラムに定められる要件を満たしている患者か、Medicare Advantage パート D の加入者を対象とした処方薬の共同負担金。

**5.1.2.4 KP の施設以外で提供されたサービス。** MFA の方針は KP の施設または KP の契約業者によって提供されたサービスにのみ適用されるものとします。KP の契約業者による照会であっても、その他の全サービスは MFA 対象外です。上記の第 5.1.1.5 条に例外として特定されていない限り、非 KP の医療施設、緊急治療施設、救急治療施設をはじめ、非 KP の在宅介護、ホスピス、療養上の世話、療護サービスなどで提供されたサービス。

**5.1.2.5 長期使用が可能な医療機器（DME）。** 契約業者によって供給される DME は、上記 5.1.1.5 条に従って例外として特定されない限り、KP 契約業者が発注したか否かにかかわらず、除外されます。

**5.1.2.6 交通サービスおよび交通費。** MFA プログラムは、緊急または緊急でない交通費、または輸送関連費用（宿泊費、食事代など）を支払う患者を支援するものではありません。

**5.1.2.7 医療保険料。** MFA プログラムは、医療保険料に関連する費用（手数料や保険料）の支払いを支援するものではありません。

**5.1.3** 地域ごとの該当・非該当のサービスや製品に関する追加情報は、関連する付録に記載されています。Kaiser Permanente Regions の課題項目にある、添付資料 1~8 を参照してください。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>5 of 21</b>

- 5.2 契約業者。** MFA は、MFA 方針が適用される医療提供者によって提供される適格サービスのみに適用されます。Kaiser Permanente Regions の課題項目にある、添付資料 1~8 を参照してください。
- 5.3 プログラムの情報源と MFA への申請方法。** MFA プログラムや応募方法にかんする追加情報については、該当する付録にまとめられています。Kaiser Permanente Regions の課題項目にある、添付資料 1~8 を参照してください。
- 5.3.1 プログラム情報源。** MFA 方針の写し、申請用紙、説明書、分かりやすくまとめられた概要（方針の概要、パンフレットなど）は、KFHP/H のホームページ、電子メール、直接受け取り、郵送によって無料でどなたでも入手可能です。
- 5.3.2 MFA への申請。** MFA プログラムに申請するには、上記の受けられるサービスとして KP の契約業者が発注した、KP のサービス、KP との予約、または薬局処方薬の未払い額請求書によって、患者が当座の支援が必要であることを明示する必要があります。MFA プログラムに申請するには、オンライン、直接出向く、電話、申請用紙を提出するといったいくつかの方法があります。
- 5.3.2.1 KP MFA プログラム。** 患者は、KP からサービスを受けている KP サービスの範囲内で、MFA プログラムに申し込む必要があります。
- 5.3.2.2 公的および私的なプログラムに対する患者の適格性を調べる調査。** KP/H は、すべての個人が、ヘルスケア サービスへアクセスでき、健康を確保し、資産を保護できるよう、医療保険の定着を振興しています。KFHP/H は、Medicaid や Health Benefit Exchange で利用可能な保険といった支援プログラムの中で、無保険の患者またはその保証人が利用できるものを確認し、申請できるようお手伝いします。Medicaid や Health Benefit Exchange で利用できる保険に加入する資格があると推定される患者は、これらのプログラムに申請するよう要請される場合があります。Medicaid の収入資格パラメーターを超える経済状況の患者は、Medicaid を申請する必要はありません。
- 5.4 MFA 申請に際して必要な情報。** MFA プログラムへの参加資格、Medicaid、Health Benefit Exchange で利用できる補助金付き保険への参加資格を判断するために、患者の経済状況を確認するための個人情報、財政情報、その他の情報が必要です。患者の財政状況は、患者が支援の受給を申請する度に確認されます。
- 5.4.1 財政情報の提供。** 患者は、MFA 申請書に世帯人員と世帯収入の情報を含める必要がありますが、財政状況を確認するための財政書類の提出は、KP から特に要求されない限り、任意となります。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>6 of 21</b>

- 5.4.1.1 財務書類なしで財務状況を確認。** MFA 申請書に財務書類が含まれていない場合、患者の財政状況は外部のデータソースを使って確認されます。患者の財政状況が外部のデータソースで確認できない場合、患者の財政状況を確認できるよう、MFA プログラム申請書に記載されている財務書類を提出するよう求められることがあります。
- 5.4.1.2 財務書類で財務状況を確認。** MFA 申請書に財務書類が添付されている場合、資格はその情報に基づいて判断されます。
- 5.4.2 完結した情報を提出。** MFA プログラムの利用資格は、提出すべき個人情報、経済的情報、その他の情報が全て揃ってから決定されます。
- 5.4.3 不完全な情報。** 提出すべき情報が不完全である場合、患者は届いた情報が不完全であることを直接担当者から告げられるか、郵送あるいは電話で通告されます。患者は、情報が不完全であると通知する書類が送られた日、担当者から告げられた日、あるいは電話で通知された日から **30 日** 以内に不足している情報を提出することができます。情報が不完全であると MFA の申請が認められない場合もあります。
- 5.4.4 提出を求められた情報を入手できない。** プログラムの申請要項に記述のある提出すべき情報がない患者は KFHP/H に問い合わせ、利用資格を証明できるその他の証拠について相談できます。
- 5.4.5 財務情報が入手できない場合。** 患者は、以下の場合に、最低限、基本的な財務情報（収入がある場合はその収入源）を提供し、その有効性を証明する必要があります。(1) 患者の財政状態が外部のデータソースで確認できない場合 (2) 要求された財務情報が入手できない場合 (3) 資格を証明できる他の文書が存在しない場合。以下のいずれかに該当する場合、患者から基本的な財務情報と証明書を提出してもらう必要があります。
- 5.4.5.1** 患者がホームレスである、またはホームレスの診療所から診療を受けている場合。
- 5.4.5.2** 収入がない、雇用主から正式な給与明細を受け取っていない（自営業の方は除く）金銭的な贈与を受けている、前年度に連邦または州の所得税申告を要求されなかった場合。
- 5.4.5.3** 国の、または地域の広く知られた災害の影響を受けている場合（第 5.11 条を参照）。
- 5.4.6 患者の協力。** 患者は必要な全情報を提出できるよう相応の努力をする必要があります。要求されたすべての情報が提供されない場合、適格性を判断する際にその状況が考慮されることがあります。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>7 of 21</b>

**5.5 推定利用資格の決定。** 患者が未払いの残高を抱えており、KPの支援活動に応じず、申請もしていないが、その他の入手可能な情報から経済的困難を立証できる場合、申請書がない場合でも経済的支援が承認される場合。資格があると確定された場合、患者は財政状況を証明するために、個人情報、財務情報、その他の情報を提出する必要はなく、自動的にMFAの医療資金援助が与えられます。推定的資格決定の理由と裏付けとなる情報は、患者のアカウントに記録され、追加の患者メモが含まれる場合があります。患者が事前に資格を取得している場合、または経済的に困難であることが示された場合、患者は資格を有すると推定され、書類要件が免除されます。

**5.5.1 事前承認。** 患者が以下に示す公的・私的支援プログラムに加入している、または財政審査でその資格を得る可能性があるると判断された場合、MFAプログラムの資格を得る（すなわち事前に資格を得る）と推定されます。患者が次に当てはまる場合、事前承認を受けたと考慮されます。

**5.5.1.1** (1) 連邦政府、州政府あるいは地方政府、(2) 地域ベースの提携機関、または(3) KFHP/Hが後援する地域の医療関連行事を通して、照会または事前承認を受けた患者で、コミュニティMFA (Community MFA, CMFA) プログラムに加入している場合。

**5.5.1.2** 低所得者対象の医療サービス支援のために設定されたKP地域互惠プログラムに加入しており、KFHP/Hの担当者によって事前承認を得ている場合。

**5.5.1.3** 信頼できる家計調査に基づいた医療保険プログラム (Medicaid や Medicare Low Income Subsidy Program など) に加入または加入資格があると推定される場合。

**5.5.1.4** 信頼できる家計調査による公的扶助プログラム (例：女性・乳幼児・子供プログラム、補足栄養・支援プログラム) に登録している場合。

**5.5.1.5** 低所得者向け住宅または補助金付き住宅に居住している場合。

**5.5.1.6** 過去30日以内に開始したMFAの医療資金援助を事前に認められた場合。

**5.5.2 経済的に困難であることを示すもの。** KPの施設で治療を受けた患者で、経済的困難の兆候 (例：過去の未払金や支払不能) がある場合、KPと債権回収会社は、外部データソースを使用して、プログラムの適格性と経済的困難についてスクリーニングを行うことができます。利用資格がある場合、患者は未払いの残高のみについてMFA支援を受けることができます。

**5.5.2.1 KPによる適格性判断。** KPは、未払いが債権回収会社に預けられる前に、プログラムの適格性について患者を審査することができます。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>8 of 21</b>

**5.5.2.1.1** 自己負担の未払い金 KP は、5.6.1 条「プログラムの利用資格基準」に記載された家計調査基準に基づき、債権回収会社に預けられることが確認された患者について、プログラムの適格性を審査します。

**5.5.2.1.2** 経済的に困難であることを示すもの。残高のある一部の患者の財務情報は、適格性を判断するために利用できない場合がありますが、KP に知らされたその他の経済的困難の徴候により、低所得と判断される場合があります。対象となる未払金は MFA プログラムに適用され、それ以上の回収措置は取られません。経済的困難の兆候は含まれますが、以下に限定されるものではありません。

**5.5.2.1.2.1** 患者は、スポンサー、社会保障番号、納税記録、有効な請求先住所を持たない非米国民であり、アカウントについて KP と連絡を取っておらず、合理的な回収努力により、患者が出身国に財政または資産のリソースを持っていないことが証明されている場合。

**5.5.2.1.2.2** この患者は、以前に KP が提供したサービスの未払金があり、その後、長期間刑務所に収監されており、結婚しておらず、収入の兆候もなく、KP は患者と連絡がとれない場合。

**5.5.2.1.2.3** 患者が死亡しており、遺産・資産がない、または債務を負担する親族の記録がない場合。

**5.5.2.1.2.4** 患者が死亡し、検認や遺産相続で債務超過が判明した場合。

**5.5.2.2** 債権回収会社による適格性判断。債権回収会社に預けられた未払い金については、プログラムの適格性と経済的困難さを定期的に審査されます。

**5.5.2.2.1** 経済的に困難であることを示すもの。債権回収会社は、経済的困難の判定につながる可能性のある他の財務情報（例：過去の破産、KP 以外の債務、信用履歴、支払い傾向など）及び社会経済的考察（例：持ち家）を活用して、患者アカウントの独



方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>9 of 21</b>

立審査を行います。利用資格がある場合、患者は未払いの残高のみについて MFA 支援を受けることができます。対象となる未払い金は、KP に戻され、MFA プログラムに適用され、それ以上の回収措置は取られません。

**5.6** **プログラムの資格基準。** 地域特定課題項目の「第 V 条対象基準」にまとめられている通り、MFA に申請している患者は、患者の家計調査や高額な医療費負担を考慮した基準に基づいて、資金援助を受ける資格がある可能性があります。Kaiser Permanente Regions の課題項目にある、添付資料 1~8 を参照してください。

**5.6.1** **家計調査に基づく基準。** 患者は、家計調査に基づく利用資格基準を満たすかどうか決定するため、評価されます。

**5.6.1.1** **所得レベルに基づいた受給資格。** 連邦貧困ガイドライン (Federal Poverty Guidelines, FPG) のパーセンテージが資金援助の対象となっているように、世帯収入が KFHP/H の資産審査基準以下か同等である患者。家計調査において、資産は考慮されません。

**5.6.1.2** **世帯収入。** 収入要件は世帯の全員に適用されます。世帯とは、個人、または出生、結婚、あるいは養子縁組によって居住を共にする 2 人以上で形成された集団を指します。世帯メンバーとは、配偶者、資格のある内縁者、介護者親族、介護者親族の子供、そして世帯の個人、配偶者、内縁者または両親が経済的に責任を負い、その世帯に住む、その他の個人を含みます。

**5.6.2** **高額医療費の基準。** 患者は、高額医療費の受給資格基準を満たすかどうか決定するため、評価されます。

**5.6.2.1** **高額医療費に基づく受給資格。** 申請前 12 ヶ月を越える期間において、対象サービスの医療・医薬品費用の自己負担額が、全世帯収入の 10% の基準以上か同等である収入レベルの世帯に属する患者。

**5.6.2.1.1** **KFHP/H の自己負担費。** 診療前の共同負担額、前金、自己負担額、免責額など、対象サービスに関し、KP の施設でかかった医療費や薬代。

**5.6.2.1.2** **非 KFHP/H の自己負担費。** 医療、医薬品、歯の治療など非 KP の施設で提供された対象の医療上必要なサービスに対して患者が負担した費用を含みます (但し、割引分や控除された分は除く)。患者は非 KP の施設で受けたサービスに対して支払った費用の明細を提出する必要があります。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>10 of 21</b>

**5.6.2.1.2.1** 費用が発生した KFHP/H 以外の契約業者が、患者が適用される可能性のある資金援助プログラムを提供している場合、患者が申請しなければ、費用は適格な医療費と見なされません。

**5.6.2.1.3** **医療保険料。** 自己負担額には医療保険に関わる費用（手数料や保険料など）は含まれません。

## 5.7 不適格通知と不服申し立て

**5.7.1** **不適格通知。** MFA プログラムに申請し、資格基準を満たさない患者には、MFA の申請が拒否されたことが書面で通知されます。

**5.7.2** **MFA 不適格通知に対する不服申し立ての方法。** MFA を拒否された患者、または承認されたもの、より高い MFA 授与の資格があると考えられる患者は、その決定を不服として申し立てることができます。患者は (1) 以前に財務書類を提出していない場合、または (2) 世帯収入に変化があった場合、上訴することが推奨されます。上訴手続きの方法は、MFA の否認および承認通知、および MFA ウェブサイトに記載されています。不服申し立ては KFHP/H の担当者が調査を行います。患者は、上訴の結果を文書で知らされます。すべての上訴の決定は最終です。

**5.8** **資金援助のしくみ。** MFA 資金援助は、対象となる支払期限を過ぎた残高、または未払い残高、債権回収会社に預けた残高、未決済の請求に適用されます。MFA の資金援助は、KP 契約業者によって必要と決定されたあらゆるフォローアップサービスの利用資格期間にも適用されます。

**5.8.1** **資金援助の基準。** MFA プログラムによって支払われた患者の負担費用額は、患者が医療保険や世帯収入があるかどうかによって決定されます。

**5.8.1.1** **医療保険がなく（保険未加入）MFA 利用資格のある患者。** 利用資格がある保険未加入の患者は、すべての対象サービスの患者負担額に対して割引を受けます。

**5.8.1.2** **医療保険があり（保険加入）MFA 利用資格もある患者。** 利用資格があり保険も加入している患者は (1) 自己負担の責務があり、および (2) 医療保険が負担しなかったすべての対象サービスの患者負担額に対して割引を受けます。患者は、医療保険が負担しなかった額の確認のために保険給付明細書 (Explanation of Benefits, EOB) などを提出する必要があります。対象となる被保険者は、拒否された請求について、保険会社に上訴する必要があります。対象となる被保険者の方は、保険会社からの上告を拒否されたことを証明する書類を提出してください。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>11 of 21</b>

**5.8.1.2.1** 保険会社から受け取った支払い。利用資格があり医療保険も加入している患者は、加入している保険会社から受け取った KFHP/H の提供サービスに対する支払いに関して、必要書類に署名をして KFHP/H に譲渡する必要があります。

**5.8.1.3** 割引一覧表。医療資金援助を受けている患者に KP が請求する額は、患者のプログラム利用資格付与の際に使われた資格基準の種類で決まります。この保険で利用可能な割引に関する追加情報は、関連する付録にまとめられています。Kaiser Permanente Regions の課題項目にある、添付資料 1~8 を参照してください。

**5.8.1.3.1** 推定利用資格の決定 – 事前認定済み。MFA 適格の事前認定を受けた患者（5.4.1 条に要約）は、患者が負担する提供サービスの患者費用または料金に対して 100% の MFA 割引を受けることができます。

**5.8.1.3.2** KP による推定的資格決定 - 自己負担の未払い金。家計調査基準を満たす患者は、患者負担金や一部負担のサービスに対する支払い金に、スライド制の MFA 割引を受けることができます。

**5.8.1.3.3** KP による推定的資格決定 - 経済的困難の兆候。経済的困難の兆候の基準を満たした患者には、患者が負担するサービスの料金またはその一部について、100% の MFA 割引が適用されます。

**5.8.1.3.4** 債権回収会社による推定的な資格判断。経済的困難の兆候の基準を満たした患者には、患者が負担するサービスの料金またはその一部について、100% の MFA 割引が適用されます。

**5.8.1.3.5** 家計調査基準を満たす患者。家計調査基準を満たす患者は、患者負担金や一部負担のサービスに対する支払い金に、スライド制の MFA 割引を受けることができます。

**5.8.1.3.6** 高額医療負担の基準を満たす患者 高額医療負担の基準を満たす患者は、患者負担額、もしくは提供された医療サービスで患者に支払い責任がある請求額に 100% の MFA 割引が適用されます。

**5.8.1.4** 合意による払い戻し。KFHP/H は、第三者賠償責任または個人保険補償の決済、支払人、その他法的に責任を担う当事者からの払い戻しを規定通りに追求します。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>12 of 21</b>

**5.8.2 資金援助の期間。** フォローアップサービスの資金援助の期間は、承認された日、サービスを受けた日、あるいは医薬品が投与された日から始まります。利用できる期間は制限されていて、様々な方法で KP の判断により決定されます。期間は次の通りです：

**5.8.2.1 一定期間。** 最長を 365 日間とし、利用できるフォローアップサービスと、貸し倒れ照会の前に確認された患者負担残高に適用されます。

**5.8.2.2 高度看護サービス、管理業務、中間介護ケア。** KP 以外で提供されるサービスについては、最大 30 日間です。

**5.8.2.3 耐久医療機器** 契約業者が提供する医療機器については、最大 180 日です。

**5.8.2.4 通院期間や治療期間。** 最長 180 日間とし、KP のプロバイダーが決定した特定の通院期間および/または治療期間に適用されます。

**5.8.2.5 公的あるいは民間医療保険プログラム加入対象となり得る患者。** 公共および民間の医療保険制度に申請する間、患者を支援するための最長 90 日間です。

**5.8.2.6 医薬品に対する 1 回限りの資金援助。** MFA プログラムへの申請前、患者は、(1) MFA の医療資金援助を受けておらず (2) KP のプロバイダーによって KFHP/H の薬局で処方箋が発行され (3) 処方箋代の支払いができないことを表明し、(4) MFA 資格を判断するための財務カウンセラーがいない場合に、一度だけ薬局の資金援助を受ける資格があります。1 回限りの資金援助は、各患者が 1 回のみ利用でき、1 日に限られ、KP 契約業者によって医療的に適切と判断された妥当な量の薬が含まれています。

**5.8.2.7 資金援助の再申請。** 既存の援助の失効日から遡って最初の 30 日間と失効日以降いつでも、患者はプログラムの再申請をすることができます。

**5.8.3 資金援助の撤回、取り消し、改正。** KFHP/H は、同グループの判断の下、特定の状況において、MFA の医療資金援助を撤回、取り消し、あるいは改正することができます。その状況とは以下の通りです：

**5.8.3.1 詐欺、窃盗、財政状況の変化。** 詐欺、虚偽の陳述、窃盗、患者の所得状況の変化、あるいは MFA プログラムの評価を損なうその他状況。

**5.8.3.2 公的および民間医療保険プログラムに加入資格があること。** 患者は公的あるいは民間医療保険プログラム加入の審査を受けた患者は対象者と推定されますが、これらプログラムの申請手続きとは連携しません。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>13 of 21</b>

**5.8.3.3 その他の支払い財源の確認。** 患者が MFA の医療資金援助を受け取った後に医療保険やその他の支払い財源が確認されると、対象サービス費用に対する再請求を遡及的に行うこととなります。このような状況になった場合、患者には (1) 患者自身に支払い責任がある分、(2) 患者の医療保険やその他の支払い財源によって支払われなかった分は請求しません。

**5.8.3.4 医療保険内容の変更。** 医療保険内容に変更があった場合は、MFA プログラムに再度申請する必要があります。

**5.8.3.5 世帯収入の変更。** 世帯収入に変化があった患者は、MFA プログラムへの再申請をする必要があります。

**5.9 請求額の制限。** Kaiser Foundation Hospitals で提供された受給対象サービスに対する費用全額（総額）を、MFA 利用資格のある患者に請求することは禁じられています。Kaiser Foundation Hospitals で受給対象となる病院サービスを受けており、さらに MFA プログラム利用資格があるにもかかわらず、MFA の医療資金援助を受けていないか拒否された患者は、これらの対象サービスに対して通常請求額（Amounts Generally Billed, AGB）より多く請求されることはありません。

**5.9.1 通常請求費。** 緊急医療またはその他の医療上必要な医療を保険でカバーする、個人に対する一般的請求額（AGB）は、特定地域別付録の VII 条に記載されているように、KP 施設について決定されます。Kaiser Permanente Regions の課題項目にある、添付資料 1~8 を参照してください。

**5.10 徴収活動。**

**5.10.1 通告に関する相応の努力。** KFHP/H、あるいはその代理となる集金代行業者は、MFA プログラムに関して、支払期限を経過した、または未払いの残高を通告する相応の努力をします。通告に関する相応の努力とは以下のような内容です：

**5.10.1.1** 退院後 120 日以内に、MFA には集金担当がいるという内容を書面（1 通）で患者の口座名義人に通告します。

**5.10.1.2** KFHP/H、あるいはその代理の債券取立業者が、患者負担額の残高支払いに関する回収の準備を進めており、その業務実地は書面での通告から 30 日以上経ってから行うという特別集金業務（Extraordinary Collection Action, ECA）の一覧表を添付した書面通知を渡します。

**5.10.1.3** 始めて病院を利用した患者に、案内書とともに、分かりやすくまとめられた MFA の方針を提供します。

**5.10.1.4** 患者の口座名義人に MFA の方針や MFA の申請手続きを通した支援の受け方を口頭で通知するよう努力します。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>14 of 21</b>

**5.10.1.5** 支払期限を過ぎた、または未払いの患者負担額の残高が債券取立業者に送られる前に、申請に応じてプログラムの利用資格を決定します。

**5.10.2 特別集金業務の停止。** KFHP/H は、患者が以下のような場合、集金代行業者に当グループの代理で特別収金業務（ECA）の業務遂行を委ねたり、業務遂行の許可を与えたりすることはありません。

**5.10.2.1** 現在、MFA の医療資金援助を受けている、または

**5.10.2.2** ECA が始まった後、MFA の申請を始めた。資格有無審査の最終判断があるまで ECA が一時的に停止している。

**5.10.3 許可されている特別集金業務。**

**5.10.3.1 相応の努力に関する最終判断。** どんな ECA を開始するにしても、その前に、各地域の収益サイクル患者用財政サービスリーダーが次の内容を確認します：

**5.10.3.1.1** MFA プログラムを利用している患者に対し通告する相応の努力をした、そして

**5.10.3.1.2** 最初の請求書発行から MFA に申請するまで、少なくとも 240 日が患者に与えられた。

**5.10.3.2 消費者信用機関や信用調査所への報告。** KFHP/H、あるいはその集金代行業者は、支払不能の事実を消費者信用機関や信用調査所に報告する場合があります。

**5.10.3.3 民事訴訟または支払催促。** 民事訴訟や支払催促を起こす前に、KFHP/H は外部のデータソースを使って患者の財政状況を確認し、患者が MFA プログラムの利用資格があるかどうかを決定します。

**5.10.3.3.1 MFA の利用資格がある場合。** MFA プログラムの利用資格がある患者に対して、追加調査は行いません。MFA 有資格者のアカウントはキャンセルされ、過去の実績ベースに戻ります。

**5.10.3.3.2 MFA の利用資格がない場合。** 極限られたケースにおいて、以下の業務が地域の最高財務責任者や業務担当者からの事前承認の下、遂行される可能性があります。

**5.10.3.3.2.1** 賃金の債権差し押さえ

**5.10.3.3.2.2 民事訴訟/支払催促。** 失業中で他の主要な所得がない個人に対しては、法的措置は行使されません。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>15 of 21</b>

### 5.10.3.3.2.3 抵当権行使。

**5.10.4 禁止されている特別集金業務。** KFHP/Hは、どのような状況においても、以下のような業務を遂行したり、許可したり、また、集金代行業者に遂行したりすることを許可しません。

**5.10.4.1** 救急治療や医療上必要な治療を施す前に、患者の口座名義人の未払い金支払い滞納を理由にした理療の保留、拒否。

**5.10.4.2** 第三者に、患者の口座名義人の負債を販売。

**5.10.4.3** 資産の担保権執行や口座の差し押さえ。

**5.10.4.4** 逮捕状の請求。

**5.10.4.5** 身柄差し押さえの令状請求。

**5.11 災害と公衆衛生への緊急対応。** KFHP/Hは、州または連邦政府によって災害認定された広く知られる事案に被災した地域と患者の支援を強化すべく、MFAプログラムの利用資格基準と申請プロセスを一時的に変更する可能性があります。

**5.11.1 可能性のある利用資格の変更。** MFA利用資格基準への一時的変更は以下の事項を含みます：

**5.11.1.1** 資格制限の一時停止。

**5.11.1.2** 家計調査基準の閾値の引き上げる。

**5.11.1.3** 高額医療費の基準値を下げる。

**5.11.2 可能性のある申請プロセスの変更。** MFA申請プロセスへの一時的変更は以下の事項を含みます：

**5.11.2.1** 患者は基本的な経済的情報（収入と、あれば財源）を提出することができ、（1）患者の財政状況が外部のデータソースを使用しても確認できない場合、（2）災害により、財政に関して提出すべき情報が入手できない場合、（3）プログラムの利用資格を証明するその他の情報がない場合において、その適格性を証明できます。

**5.11.2.2** 世帯収入を決定する際、災害によって将来的に賃金/雇用を失うかもしれない影響を考慮。

**5.11.3 入手可能な公開情報。** MFAプログラムへの一時的変更に関する公開情報は、MFAプログラムのウェブページと被災エリアのKP施設で入手できます。

## 6.0 付録/参考文献

### 6.1 付録

**6.1.1** 付録 A - 地域別適用性

**6.1.2** 別紙 B - 用語集

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>16 of 21</b>

## 6.2 添付

- 6.2.1** 添付資料 1 - Kaiser Permanente Colorado の付録
- 6.2.2** 添付資料 2 - Kaiser Permanente Georgia の付録
- 6.2.3** 添付資料 3 - Kaiser Permanente Hawaii の付録
- 6.2.4** 添付資料 4 - Kaiser Permanente Mid-Atlantic States の付録
- 6.2.5** 添付資料 5 - Kaiser Permanente Northern California の付録
- 6.2.6** 添付資料 6 - Kaiser Permanente Northwest の付録
- 6.2.7** 添付資料 7 - Kaiser Permanente Southern California の付録
- 6.2.8** 添付資料 8 - Kaiser Permanente Washington の付録

## 6.3 その他の参考文献

- 6.3.1** Patient Protection and Affordable Care Act, Public Law 111-148 (124 Stat. 119 (2010))
- 6.3.2** Federal Register and the Annual Federal Poverty Guidelines
- 6.3.3** Internal Revenue Service Publication, 2014 Instructions for Schedule H (Form 990)
- 6.3.4** Internal Revenue Service Notice 2010-39
- 6.3.5** Internal Revenue Service Code, 26 CFR Parts 1, 53, and 602, RIN 1545-BK57; RIN 1545-BL30; RIN 1545-BL58 – Additional Requirements for Charitable Hospitals
- 6.3.6** California Hospital Association – Hospital Financial Assistance Policies & Community Benefit Laws, 2015 年版
- 6.3.7** Catholic Health Association of the United States – A Guide for Planning & Reporting Community Benefit, 2012 年版
- 6.3.8** 契約業者一覧以下の契約業者一覧は KFHP/H のウェブページでご覧いただけます：
  - 6.3.8.1** Kaiser Permanente of Hawaii ([www.kp.org/mfa/hawaii](http://www.kp.org/mfa/hawaii))
  - 6.3.8.2** Kaiser Permanente of Northwest ([www.kp.org/mfa/nw](http://www.kp.org/mfa/nw))
  - 6.3.8.3** Kaiser Permanente of Northern California ([www.kp.org/mfa/ncal](http://www.kp.org/mfa/ncal))
  - 6.3.8.4** Kaiser Permanente of Southern California ([www.kp.org/mfa/scal](http://www.kp.org/mfa/scal))
  - 6.3.8.5** Kaiser Permanente of Washington ([www.kp.org/mfa/wa](http://www.kp.org/mfa/wa))



方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>17 of 21</b>

### 別紙 A – 用語集

**コミュニティ MFA (Community MFA, CMFA)** – 事前に計画された慈善医療プログラムを指し、KP の施設において地域の機関と弱者対策機関が連携して、低所得で医療保険に未加入か十分な保険に加入していない患者を対象に、慈善医療サービスを提供しています。

**集金代行業者** – 直接または非直接的に、債権者または債権購入者に対して負う、または負っていると主張のある債務を取り立てる、または取り立てようと務める業者のことを指します。

**長期使用が可能な医療機器 (Durable Medical Equipment, DME)** – 標準の杖、松葉杖、吸入器、介護用品、自宅用ドア掛け牽引ユニット、車椅子、ウォーカー、病院内ベッド、DME 基準で特定された自宅用酸素などが含まれます。DME には、矯正器具、人口装具 (様々なスプリントや矯正器具、人工喉頭や用品) および市販の医療用品や織物類 (泌尿器関連用品や傷など創傷被覆材など) は含まれません。

**利用資格のある患者** – 同グループの方針に記載されている利用資格基準を満たしており (1) 医療保険に未加入か (2) 公的プログラムの保険を利用しているか (Medicare、Medicaid、あるいは医療保険交換から購入した補助医療保険) (3) KFHP 以外の医療保険に加入しているか、あるいは (4) KFHP の医療保険に加入している個人。

**外部のデータソース** – それぞれの患者の資力を同基準で評価する公的記録データベースをもとに作られたモデルを用い、どれほどの経済的支援が必要かを見るため、患者の個人情報を審査する第三者ベンダー。

**連邦貧困ガイドライン (Federal Poverty Guidelines, FPG)** – 米福祉省が発表する、米国での貧困層決定付ける年収のレベルを表したもので、毎年、改訂されて連邦官報に掲載されます。

**金銭面に関する相談** – KP の施設で受けたサービスに対する支払いをする際、患者が利用できる様々な資金援助や医療保険について患者の相談に応じるプロセスです。金銭面に関する相談を行う対象となる患者は、全額自己負担者、医療保険未加入者、十分な保険に加入していない人、患者負担額を支払う能力がないと意思表示した人などですが、このような患者だけに限りません。

**ホームレス** - 以下に示すような生活状況を言います:

- 車、公園、歩道 (路上) の廃屋など人間の住居ではない場所。
- 緊急一時宿泊施設。
- 路上生活や緊急一時宿泊施設での生活を強いられてきたホームレスを対象にした暫定施設や支援施設。
- 上記のような場所に居住しているが、短期間 (連続 30 日まで) 病院や他の医療施設に滞在。
- 民営の借家から 1 週間以内に立ち退きを迫られている、または、次に住む場所が定まっていない状況において家庭内暴力から逃れようとしている状況で、住む場所を得るために必要な情報や支援ネットワークがない状態。
- 次に住む場所が定まっておらず、また、住む場所を得るために必要な財政的リソースや支援ネットワークがない状態にもかかわらず、連続 30 日以上滞在した精神疾患用施設や薬物依存治療施設から一週間以内に退院する状態。

方針のタイトル <b>Medical Financial Assistance</b>	方針番号 <b>NATL.CB.307</b>
説明責任部門 コミュニティの健全性	発効日 <b>2023年1月1日</b>
ドキュメント所有者 医療財政支援、ディレクター	ページ <b>18 of 21</b>

**KP** — Kaiser Permanente Insurance Company (KPIC) を除く、Kaiser Foundation Hospitals とその関連クリニック、Kaiser Foundation Health Plans、Permanente Medical Groups、およびそれぞれの系列団体を指します。

**KP の施設** — 患者看護に使用される場所など（建物、KP のフロア、部屋、その他 KP の建物の内部・外部エリアなど）事業機能として KP が所有あるいは賃貸契約を結んでいる建物の内部・外部エリアを含む物理的建物など。

**家計調査** — 外部データソースや患者から提供された情報を使い、患者個人の所得が連邦貧困ガイドライン（Federal Poverty Guidelines）で示されている特定のパーセンテージを越えているかどうかによって公的医療保険プログラムや MFA を利用する資格を判断するための方法です。

**医療資金援助（Medical Financial Assistance, MFA）** — 医療上必要な治療に対する費用の全額あるいは患者負担額を支払うことができず、かつ、公的あるいは民間の資金源を使い果たしてしまっている患者を対象にした、医療費の支払いを目的とした金銭的支援の提供。医療費にかかった患者負担費の一部あるいは全額の支払いに支援を得るには、患者はプログラムの基準を満たしている必要があります。

**医療用品** — 医療上必要なサービスを提供している間、資格を有する医療プロバイダーが用いるスプリント、スリング、創傷被覆材、包帯など、再度使用不可能な医療で用いる素材。患者が他の施設から購入したり入手したりした用品は除きます。

**患者負担額** — KP 施設（病院、関連クリニック、メディカルセンター、メディカルオフィスビル、外来薬局）で受けた医療ケアについて患者に請求された部分の請求額で、保険または公的財政支援の医療ケアプログラムによって返金されなかったものを意味します。

**医薬品に関する免除** — KP Senior Advantage のパート D に加入しており、Medicare のパート D を利用しても処方薬の費用を払うことができない低所得者に対して資金的な援助を提供することです。

**セイフティネット** — 公立病院、地域医療センター、教会、ホームレス用施設、可動式医療センター、学校などの非営利組織や政府機関が、医療保険に加入していない、または十分な医療サービスを受けていない患者に対して直接医療サービスを提供するシステムを指します。

**十分な医療保険に加入していない患者** — 医療保険に加入しているにもかかわらず、保険料、共同負担額、医療費の自己負担額、免責額などの支払い責任が非常に大きな金銭的負担になっているだけでなく、自己負担額のために必要な医療サービスを受けていないか遅延している個人のことで。

**医療保険未加入の患者** — 医療保険に加入していないか、連邦あるいは州が提供する医療サービス費用支払いのための資金援助を受けていない個人のことで。

**社会的弱者** — 社会経済的地位、疾患、民族、年齢、その他障害の有無を理由に、他と比較して、健康や福祉が危ぶまるとされる人口統計上のグループなどを指します。

**身柄差し押さえの令状** — 法廷侮辱罪として個人を拘束するよう当局に指示を出す裁判所主導のプロセスで、逮捕状に似ています。

追加項目: **Kaiser Permanente Northern California**追加項目の発効日: **2023年6月1日**

- I. Kaiser Foundation Hospitals** この方針は、すべての KFHP/H 施設（例、病院、関連クリニック、メディカルセンター、メディカルオフィスビル）と外来薬局に適用されます。Kaiser Foundation Hospitals in Northern California は次を含みます:

KFH Antioch	KFH Richmond	KFH San Rafael
KFH Fremont	KFH Roseville	KFH Santa Rosa
KFH Fresno	KFH Redwood City	KFH South Sacramento
KFH San Leandro	KFH Sacramento	KFH South San Francisco
KFH Manteca	KFH Santa Clara	KFH Vacaville
KFH Modesto	KFH San Francisco	KFH Vallejo
KFH Oakland	KFH San Jose	KFH Walnut Creek

注記: Kaiser Foundation Hospitals はカリフォルニア衛生安全条例第 127400 項に記載される適正な病院費用に関する指針に遵守しています。

**II. MFA 方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス**

a. 追加で受けられるサービス

- i. ホームレスの患者の輸送。輸送は、KP Hospitals または KP Emergency Departments からの退院を促進する目的で、緊急時および非緊急時にホームレスの患者に対して提供されます。

b. 追加で受けられるサービス

- i. 補聴器  
ii. 視力補助用品

**III. MFA の方針の対象となるプロバイダーと対象にならないプロバイダー。** Kaiser Foundation Hospitals のうち、MFA の方針の適用対象となる、および適用対象にならないプロバイダーの一覧は、KFHP/H の MFA のウェブサイト ([www.kp.org/mfa/ncal](http://www.kp.org/mfa/ncal)) で無料でご覧いただけます。

**IV. プログラムの情報と MFA への申請。** MFA 方針のコピーや申請書、申請手順、わかりやすい概要（プログラムのパンフレット）を含む MFA プログラム関連情報は、オンラインまたはハードコピーでどなたでも無料で入手いただけます。KFHP/H で治療を受けている最中や受けた後に、患者は MFA プログラムに申請することができます。その申請方法として、オンライン、面談、電話、申請用紙の送付など様々な方法があります。（方針の第 5.3 および 5.4 条を参照してください。）

- a. **KFHP/H のウェブサイトからオンラインの申請用紙を記入し送信する。** 患者は [www.kp.org/mfa/ncal](http://www.kp.org/mfa/ncal) の MFA ウェブサイトから、オンラインで申請情報の記入を始め、提出することができます。
- b. **KFHP/H のウェブサイトからプログラム関連情報をダウンロードする。** プログラム情報の電子コピーは、MFA のウェブサイト ([www.kp.org/mfa/ncal](http://www.kp.org/mfa/ncal)) でご入手いただけます。
- c. **オンラインでプログラム情報を請求する。** プログラム情報の電子コピーを [MFA-Public-Inbox@kp.org](mailto:MFA-Public-Inbox@kp.org) で電子メールにてご請求いただけます。

Proprietary Information. Kaiser Permanente. All rights reserved.

Publication, duplication, disclosure or use for any purpose not expressly authorized in writing is prohibited.

Printed copies are for reference only. Please see electronic copy for latest approved version.

- d. **直接、プログラム情報を請求、または申請する。** 第 I 条「*Kaiser Foundation Hospitals*」に記載されている Kaiser Foundation Hospitals の入院課、救急医療施設、患者医療費アドバイス課にて、プログラム情報を入手することができます。
- e. **電話で、プログラム情報を請求、または申請する。** カウンセラーが、電話で、情報を提供したり、MFA 利用資格があるかどうか判断したり、MFA 申請のお手伝いをしたりできます。カウンセラーの連絡先は以下の通りです：

電話番号：1-800-390-3507

- f. **郵送で、プログラム情報を請求、または申請する。** 記入済みの MFA プログラム申請書を郵送にてご送付いただくことで、プログラム情報を請求し、MFA にお申し込みいただけます。情報の請求先および申請書の送付先は以下のとおりです：

Kaiser Permanente  
 Attention: Medical Financial Assistance Unit  
 P.O. Box 30006  
 Walnut Creek, California 94598

- g. **記入した申請書を直接持って行く。** 記入済みの申請書を、Kaiser Foundation Hospitals の入院課、または患者医療費アドバイス課に直接お持ちいただけます。

**V. 利用資格基準。** MFA 利用資格を決定する際は、患者の世帯収入が考慮されます。（方針の第 5.5.1 条を参照してください。）

- a. **家計調査基準を満たす患者。** 家計調査基準を満たす患者は、患者負担金や一部負担の KP サービスに対する支払い金に、スライド制の割引を受けることができます。割引額は、患者の世帯収入が連邦貧困レベル (**Federal Poverty Level, FPL**) ガイドラインのどこに該当するかに基づいて、次のように決定されます：

連邦貧困基準ガイドライン		資金援助による割引
から	まで	
0%	200%	100%割引
201%	400%	50%割引

一部の割引（100%未満）が認められた場合、残金は全額支払うか、利息のない支払いプランを設定するオプションがあります。

**VI. 割引一覧表。** 医療資金援助を受けている患者に KP が請求する額は、患者のプログラム利用資格付与の際に使われた資格基準の種類で決まります。

- a. **家計調査基準を満たす患者** 家計調査基準を満たす患者は、患者負担額、もしくは提供された医療サービスのうち患者に支払い責任がある一部請求額に対して、100%の割引が適用されます。

**VII. 通常請求費 (Amounts Generally Billed, AGB) の算出方法。** KFHP/H が、治療にかかった総額に AGB レートを掛ける再計算遡及法を使って、救急治療や医療上必要な治療に要した通常請求費を決定します。AGB レートに関する情報やその算出については、KFHP/H の MFA ウェブサイト [www.kp.org/mfa/ncal](http://www.kp.org/mfa/ncal) でご覧いただけます。

- VIII.** 返金 KP が、MFA 資金援助の有効期間内に、患者から誤って支払いを徴収した場合、患者が支払った金額のうち、MFA 資金援助で給付されるべきものについては、払い戻しされることになります。
- a. 民事訴訟法の第 685.010 条に示されているレートで、病院が患者から支払いを受け取った日から利子が発生するものとします。現在の利子レートは **10%** です。